

議案第16号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第3項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「等級別基準職務表（別表第6）に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「職を」の次に「前項の等級別基準職務表及び」を加える。

第6条の見出し中「昇格昇給」を「昇格昇給等」に改め、同条第8項中「まで」の次に「及び第7項」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）第7条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第6条の3中「第6条第7項」を「第6条第8項」に改める。

第13条第2項第2号中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第23条第1項第3号中「（昭和33年墨田区条例第10号）第2条」を「第2条第1項」に改める。

第27条の3第2項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

付則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、付則に次の1項を加える。

8 別表第6の規定の適用については、当分の間、同表1の部3級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表2の部2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部3級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部4級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」とする。

別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6

等級別基準職務表

1 行政職給料表（一）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------------------------|
| 1 級 | 係員の職務 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務 |
| 3 級 | 主任主事の職務 |
| 4 級 | 係長、担当係長又は主査の職務 |
| 5 級 | 総括係長の職務 |
| 6 級 | 課長、担当課長又は副参事の職務 |
| 7 級 | 統括課長の職務 |
| 8 級 | 部長、担当部長又は参事の職務 |

2 行政職給料表（二）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------|
|------|---------|

| | |
|-----|----------|
| 1 級 | 係員の職務 |
| 2 級 | 技能主任の職務 |
| 3 級 | 技能長の職務 |
| 4 級 | 統括技能長の職務 |

3 医療職給料表（一）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|-----------------|
| 1 級 | 係長、担当係長又は主査の職務 |
| 2 級 | 課長、担当課長又は副参事の職務 |
| 3 級 | 部長、担当部長又は参事の職務 |

4 医療職給料表（二）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------------------------|
| 1 級 | 係員の職務 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務 |
| 3 級 | 主任主事の職務 |
| 4 級 | 係長、担当係長又は主査の職務 |
| 5 級 | 総括係長の職務 |
| 6 級 | 課長、担当課長又は副参事の職務 |
| 7 級 | 統括課長の職務 |

5 医療職給料表（三）等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------------------------|
| 1 級 | 係員の職務 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務 |
| 3 級 | 主任主事の職務 |
| 4 級 | 係長、担当係長又は主査の職務 |
| 5 級 | 総括係長の職務 |
| 6 級 | 課長、担当課長又は副参事の職務 |
| 7 級 | 統括課長の職務 |

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 6 条第 7 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後の職員
の行為に係る降給について適用する。

(降給の場合における行政職給料表 (二) の改正に伴う経過措置の取扱い)

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 1 9 年墨田区条例第 5 1 号)
付則第 2 項及び第 3 項の規定により特別区人事委員会 (以下「人事委員会」とい
う。) が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの
条例による改正後の第 6 条第 7 項の規定を適用した場合の給料月額については、人
事委員会が定める。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定
める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 職員の退職手当に関する条例 (昭和 3 3 年墨田区条例第 2 2 号) の一部を次のよ
うに改正する。

付則第 7 項中「付則第 6 項」を「付則第 5 項」に改める。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い等級別基準職務表を定めるとともに、職員の分限処
分における降給制度の導入に伴い降給させる場合の号給について定めるほか、所要の
規定整備をする必要がある。